

議案第36号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年6月5日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子育て世代への経済的支援を行うことに伴い、子ども医療費の自己負担額の全額を支給する対象者を拡大するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「1,920,000円」を「3,420,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北名古屋市医療費支給条例の規定は、平成30年8月1日以降に行われた医療に関する支給について適用し、同日前に行われた医療に関する支給については、なお従前の例による。